



特別寄稿・2

『フィリピン水事情』

横浜市水道局 鈴木 千明

1. はじめに

フィリピンの水道を監督している官庁は、大きく二つに分けることができます。一つは、マニラ首都圏の水道事業を監督するマニラ首都圏水道庁(MWSS)と、もう一つは、首都圏を除くフィリピン全ての水道事業を監督する地方水道庁(LWUA)です。この二つの本部はマニラ首都圏ケソン市の同一敷地内にあります。首都圏水道庁に関しては後で記述しますが、私は、今回地方水道庁に派遣されました。

派遣の目的は大きく分けると3つに分けられます。まずは、フィリピンで使われている水道メータの精度調査を行うことです。これは収入に結びつかない水の分析をするだけでなく、350mlの缶ビールを買ったら350ml以上でも、以下でもいけないわけで、基本は平等の考えに基づくものです。次に、セミナーで漏水防止に関する講師、ワークショップでメータ不信に関する講師を担当することです。最後は、現在地方水道庁から日本政府に要請が上がっている技術プロジェクトの基本計画の策定に関する応援業務です。

2. 首都圏水道庁(マニラ水事情)

フィリピンでは、現在各分野でBOT(Build Operate Transfer)が取り入れられています。BOT方式とは、最初に民間資本を導入して建設を行い、企業として利潤をあげた後に政府が買い取るというもので、社会資本整備が立ち遅れているフィリピンでそれなりの効果が期待されています。

このBOT方式で首都圏水道庁が上水道整備に大胆に外資を導入し、合計8900億円で二つの合併企業が水道事業を落札し、マニラ首都圏での水道事業を行っています。しかし、ほぼ6年が経過しても普及率65%で、給水時間は一日16時間の状況です。また、無収水(水道料金に反映しない水)の割合は56%であり、水道料金が民営化前の数倍に跳ね上がったことで、反政府デモの宣伝に使われている状況です。監督官庁として、首都圏水道庁は残っているものの、大幅に人員削減され指導能力に疑問が残ります。

3. 地方水道庁(地方都市水事情)

地方都市部における水道事業は、水道区(Water District)及び地方自治体(Local Government Units)により行われています。その給水システムは地下水を水源とするレベルⅢ(各戸給水)がほとんどです。

水道区は、人口2万人以上の地方都市に形成され、給水サービスを行っています。現在約580の水道区がLWUAに登録されており、約1.1千万人に給水を行っています。この水道区に対して技術的、経営的、財政的支援を行っているのが地方水道庁(LWUA)です。支援と言うと聞こえが良いですが、世界銀行、アジア開発銀行、日本国際協力銀行等から低い金利で融資を受け、これを高い金利で水道区に貸し付けて運営されている組織です。

しかし、水道区にとって独自の資金調達ที่難しいことと、金利の差額でアドバイ業務を行ってくれることで、なかなかLWUAから独立できない現状です。このLWUAも、近い将来首都圏水道庁と同じく組織改革と一部民営化の予定があります。

4. 活動内容

技術プロジェクトの基本計画の策定に関する応援業務は、一晩にダニに14箇所食われ、テロを警戒しながら過去の援助サイトを回り、セミナー、ワークショップではトンボ帰りで講演をこなしました。また、メータ精度に関して、小規模水道区から大規模水道区のセブ水道区(日本人になじみのある、ホテルが並んだリゾートではなく、下町)まで日本から携行した機材で、現場で測定を行いました。これは、測定工場に持ち込む際にコンディションが変わるのを避けるためと、調査対象水道区を一つの基準器で測ることを目的としたためです。

